

しゃらく互助倶楽部 おかげさまで創業19年

生活支援だより

Vol. 19

2024年8月

こんにちは、生活支援が充実した神戸の安全・安心の身元保証サービス、しゃらく互助倶楽部です。しゃらく互助倶楽部で提供したサービスを皆さまにお届けします。健康は最優先ですが、将来的な問題に備えて会員様の事例を共有し、皆さまの参考になれば幸いです。

活動記

しゃらく互助倶楽部の緊急支援



しゃらく互助倶楽部は24時間対応のサービスを提供しています。2022年4月のサービス開始から2024年7月までに、18回の出動実績があります。出動内容は以下の通りです。

- ①転倒による脳挫傷等の疑い
- ②外出先での警察からの依頼による保護
- ③1日以上尿閉による高熱での緊急搬送
- ④外出先での転倒による大腿骨骨折

これまで入院が必要だったのは④のみで、他は通院等で対応できました。依頼主は主に施設関係者が本人で、④のみ外出先の店舗からの依頼でした。この際、会員証が役立ちました。会員証があったので、転倒した店舗の方がスムーズにしゃらく互助倶楽部にご連絡を顶けました。

緊急支援サービスは契約上24時間以内に駆けつけることになっていますが、これまでの実績では1～3時間以内に到着しています。

しゃらく互助倶楽部の緊急支援サービスの目的は、生命の維持が難しい場合に救急車で搬送された際、入院手続きや手術・治療方針に関して「医療上の意思表示書」をもとに医師に本人の意思を伝えることです。家族がいる場合は家族がその役割を担いますが、身元保証契約を締結した会員様には私たちがその役割を担います。

最近では、遠方に子どもがいるため身元保証契約は不要だが、緊急支援サービスのみ契約したいという依頼も増えています。しかし、緊急支援サービスは「時間外通院付添サービス」ではなく、生命の危機に直結した際にのみ対応しますので、丁重にお断りしています。

緊急支援サービスは、生命の危機に直面した際に、緊急搬送されてしゃらく互助倶楽部が家族の代わりに医療代諾を行うサービスです。いざという時に会員様の安全と安心につながることを願っています。

月	火	水	木	金	土・日
1	2	3	4	5	6・7
支援(居室整理・買物代行)		支援(引越し)	支援(外出付添) 支援(引越し後の手続き・買物付添)	互助説明 支援(受診付添①) 支援(受診付添②)	
8	9	10	11	12	13・14
契約 支援(居室整理)	互助説明	互助説明	支援(買物付添)	支援(居室整理) 支援(外出付添) 支援(買物代行) 転出手続き	
15	16	17	18	19	20・21
	支援(居室整理)		支援(居室整理) 支援(外出付添)	支援(居室整理) 支援(引越し後の手続き)	
22	23	24	25	26	27・28
支援(居室整理)	契約 支援(模様替え)	契約 支援(外出付添) 支援(買物代行)	支援(居室整理) 支援(銀行同行)	緊急支援(受診) 支援(受診付添) 支援(郵便物確認・問合せ)	
29	30	31			
支援(居室整理) 支援(書類再発行)	意思表示書作成 支援(保険問合せ)	支援(居室整理) 支援(保険解約立ち合い)			

施設に入居して一ヶ月になる会員様のご様子

98歳の会員様が、長年住み慣れたご自宅から隣の区の施設へお引越しされました。転居の日取りが決まってからは、不要な物や思い出の品々を一緒に整理しました。その中には、30年以上楽しんでおられた書道の硯や筆も含まれていました。

会員様は入居後すぐに、施設内の体操、書道、折り紙、カラオケ教室などの予定表を見て積極的に参加され、今では多くの顔馴染みができています。会員様が「よりよく毎日を過ごすことに喜びを感じています」と話して下さるのを聞き、私も仕事を通じて見える日々の様子を支援に繋げ、皆様に提案し、生きがいに繋がるよう努めてまいります。これからも励んでまいります。

By 小藪



◇認知症、またはその疑いがある場合でも契約は可能でしょうか？その②

先月の「お便り」で、認知症の方との身元保証契約が難しいとお伝えしましたが、契約可能なケースについてご紹介します。結論として、後見人としゃらく互助倶楽部との契約が可能です。

認知症が進行すると、ご本人との契約が難しくなり、入院や施設入居などに支障が出ます。そのため、成年後見制度を利用して後見人をつける必要があります。後見人は、法的代理人として財産管理や身上監護を行う人です。

成年後見制度には、法定後見と任意後見があります。任意後見は将来の判断能力低下に備えて契約を結ぶもので、法定後見は既に判断能力が低下している人のための制度です。希望を伝えたい場合は任意後見が適していますが、既に判断能力が低下している場合は法定後見となります。法定後見の申立ては、本人・配偶者・四親等以内の親族や市区町村長が行います。

しゃらく互助倶楽部と判断能力が低下した方との契約は、法定後見を親族から依頼し、法定後見人が選任された後に、法定後見人としゃらく互助倶楽部が契約する形で可能となります。

なお、法定後見人としゃらく互助倶楽部との契約希望の理由は生活支援が目的です。

ただ、四親等以内の家族がいない場合において、法定後見人は「どんな人」が選任されるのか、またどのような支援をしてくれるのかが分からないため、注意が必要です。

スタッフの日日是好日 野鳥の先生♪

数年前から山歩きをしています。街では見かけない野鳥に出会うことがあります。六甲山でルリ鳥、三木山森林公園でカワセミ、奈良の山で木をつつくアカゲラなどを見たときには、感動して周りの人に話のですが「ふ～ん、よかったね」の薄い反応。誰かとこの感動を分かち合いたい…と思っていた私に、素敵なお先生ができました！

春から生活支援させていただいている方が野鳥にとっても詳しいのです。先日も鳥取との県境辺りで、茶色い大きな鳥を見かけ「キジのメス見ました」と話すと「どこで？大きさは？尾は？」と聞かれ「それは山鳥や！」と。なかなか見れないとのことで、キジでも喜んでいたので、先生のおかげで貴重な経験に変わりました。その後、先生が撮った台湾のキジの写真も見せていただきました。生活支援の合間に、野鳥の話をしたり、先生の写真を見せていただくのが、いつも楽しみです。

(ちなみにキノコと苔の先生も募集中です)

櫻本



第5回「安心できる余生のためのお一人様終活セミナー」 西区・垂水区・長田区・三宮で計10回開催決定！

開催場所	日にち	時間
西神中央地区（定員 30名） 西区文化センター 会議室3	10月4日（金）	10：00～12：00
	10月7日（月）	14：00～16：00
垂水地区（定員 20名） 垂水区文化センター 3日・10日 会議室1 / 11日 会議室4	10月3日（木）	10：00～12：00
	10月10日（木）	10：00～12：00
	10月11日（金）	14：00～16：00
新長田地区（定員 30名） 長田区文化センター 別館ピフレホール クラフト室	10月3日（木）	13：30～15：30
	10月7日（月）	10：00～12：00
三宮地区（定員 30名） 中央区文化センター 4日 会議室1112 / 10日・11日 会議室1001	10月4日（金）	13：30～15：30
	10月10日（木）	14：00～16：00
	10月11日（金）	10：00～12：00

関心のある方はしゃらく互助倶楽部までご連絡ください。平日9：00～17：00

旅リハ

8月の旅リハ予定



8月の旅リハは、夏の淡路島をドライブしながら青々とした景色を楽しむコースです。素敵な古民家レストランでランチを楽しんだ後、お香づくり体験も予定しています。今年も暑い日が続いているので、無理なく涼しい場所で過ごしていただける行程となっています。

旅リハ

9月の旅リハ予定



9月の旅リハは、姫路セントラルパークを予定しています。ドライブスルーサファリや猛獣のエサやりなど、常連様のご希望にお応えするコースとなっています。ランチはまだ未定ですが、リクエストがありましたらどんどんお知らせください！